

## 成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託 仕様書

### 1. 委託業務名

成田市中小企業若手人材確保支援事業業務委託

### 2. 委託業務の目的

成田市内の中小企業は、若者（30歳未満）の採用に意欲があるものの、求職者数の少なさ及び離職率の高さが課題となっており、雇用の難しさが生じている。原因の一つに、中小企業に対する若者の認知度の低さが挙げられるところだが、高校生においては、大学への進学時等に都心部に通い、そこで就職して本市には戻らないという傾向が顕著である。

他方、中小企業側も若者を採用し、長期的に雇用していくノウハウや人事制度等の不足もあり、若者に対して中小企業で働く魅力を伝えきれていない実態がある。

加えて、政府は、働き方改革を一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジとして位置付けており、働き方改革を実現した中小企業は、求職者へ向け高い訴求力を有することとなる。

そこで、本事業は、次の2つの目的を達成すべく業務を実施するものである。

一つは、市内の中小企業に政府が進める働き方改革に関する主旨、概要、またそれに伴う社内の人事・労務制度などの情報を提供するセミナーを実施し、若者にとって魅力ある職場となるための足がかりとする。

もう一つは、若者と中小企業とのマッチング機会を創出するイベントを実施し、若者に市内中小企業を認知させ将来的な就労を促進し、市内の中小企業の人材確保を支援することを目的とする。

### 3. 業務の指示

- (1) 受注者は、発注者が定める担当者と綿密な連絡をとり、その指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の執行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合や本仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、発注者の指示に従わなければならない。

### 4. 契約期間

契約締結日の翌日から平成31年3月29日（金）まで

### 5. 履行場所

発注者の指定場所

## 6. 業務概要

### (1) 平成 29 年度参加企業へのフォローアップ調査

平成 29 年度に本市が開催した雇用マッチング会（以下「マッチング会」という。）へ参加した企業 30 社に対するフォローアップ調査を行い、採用活動における平成 29 年度の成田市中小企業若手人材確保支援事業の効果を調査し取りまとめる。

### (2) 若者に選ばれる職場づくりのための働き方改革セミナーの実施

市内の中小企業（経営者、人事担当者等）に対し、若者の採用ノウハウに加え、働き方改革（ワークライフバランス、ダイバーシティ、女性の活躍等）に関するセミナーを開催し、啓発を図る。市内中小企業の募集にあたっては発注者と協議のうえ行う。参加する市内中小企業数は概ね 50 社、想定参加人数は 100 人程度とし、参加企業へ参加費用は請求しないものとする。会場、セミナー講師、プログラム等は、提案事項とし、協議の上で決定する。

なお、会場として成田市役所大会議室その他の本市公共施設を使用する場合は、原則として費用は無償（※）とするが、その場合の実施日及び時間は発注者との協議により決定する。（※指定管理者の管理する施設を使用する場合は、会場利用料は受注者の負担とする。）

### (3) 市内中小企業と若者とのマッチング会の実施

#### ① マッチング会の開催・運営

##### ○ マッチング会の企画

市内中小企業と若者（30 歳未満で、主として平成 32 年 4 月入社見込みの者）のマッチング会を開催し、市内中小企業が若者に対して自社の PR 活動ができる場を設ける。マッチング会のプログラムは提案事項とし、協議の上で決定する。市内中小企業の募集にあたっては、発注者が主となって行う。

なお、参加する市内中小企業数は概ね 30 社、想定参加人数は 200 人程度とし、参加企業並びに参加者へ参加費用は請求しないものとする。

##### ○ 参加企業一覧の作成

参加者に当日会場で配布するため、参加企業一覧を作成する。

なお、案内には、全参加企業の名称・業種・PR 文章等を掲載する他、その他様式等は提案事項として、協議の上で決定する。マッチング会前に参加企業からのデータ提供を受けるが、その呼びかけは発注者と共同して行い、取りまとめ及び一覧の作成は受注者が行う。

○マッチング会の事務・当日運営

マッチング会の事務・当日運営を行う。日程は平成31年3月とし、会場は提案事項として協議の上で決定する。会場予約、レイアウト作成及び備品の調達等は受注者が行う。

○会場への交通手段の確保

参加者の居住地等を考慮し、多くの参加者が来場しやすくなるような交通手段の確保（送迎バス等）を行う。その方法、行程等は提案事項とし、協議の上で決定する。なお、県内大学（1、2校程度）及びJR千葉駅等のターミナル駅から会場までのバスの運行は必須とする。また、参加者へ当該交通手段の費用は請求しないものとする。

②マッチング会の広報物の作成及びPR活動

若者に対し、マッチング会の参加に向けたPR活動を行い、集客を図る。マッチング会の広報物を作成し、県内の大学や専門学校のほか、県外の大学等へ発送し、広く若者に周知する。広報物の内容、作成部数、発送先は提案事項とし、協議の上で決定する。

なお、発送先への事前の連絡は、受注者が主となって行うものとし、広報物の発送に関する費用は受注者が負担するものとする。

③マッチング会参加者へのアンケート調査

参加企業及び参加者に対するアンケート調査を行い、マッチング会にかかる課題や意見等を取りまとめる。

(4) 調査報告書の取りまとめ

(1)、(2)、(3)の実施結果を踏まえた調査報告書を取りまとめる。

7. 成果物

次の各号に掲げる成果物を成田市商工課へ提出する。

- (1) 各種調査報告書……………一式
- (2) (1)及び本業務に係る電子データ……………一式

8. 受託者の責務

- (1) 受注者は、受託する業務が行政サービスであることを認識し、法令等を遵守し、業務の意図及び目的を十分に理解のうえ、適切な人員配置を行い、最高の技術を提供するとともに、正確かつ丁寧に実施しなければならない。
- (2) 受注者は、受託業務の遂行上知り得た秘密その他の情報を業務以外の目的に使用してはならない。受託業務の終了等によりその者が業務を行わなくなった後も同様とする。

- (3) 受注者は、業務上発生した事故について、被害・加害を問わず責任を持って対応し、受注者において全て解決すること。(損害賠償責任の負担を含む。)

#### 9. その他

- (1) 委託業務の成果品に係る一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議の上で決定する。

以 上